**定款例②（理事会主導型）**

**特定非営利活動法人○○○○○定款**

**第１章 総　則**

**（名称）**絶

**第１条　この法人の名称を特定非営利活動法人○○とします。**

* 国または地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。

　例：ＮＰＯ法人○○厚生労働省、ＮＰＯ島根県○○課など

* 他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。

　例：社会福祉法人〇〇ＮＰＯ、ＮＰＯ法人〇〇病院、ＮＰＯ法人○○銀行など

* 既存のＮＰＯ法人と名称および主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記はできません。同一の内容がないかは所轄の法務局でご確認ください。
* 法人の名称は「ＮＰＯ法人○○○○○」とすることもできます。
* 法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。

①ローマ字（大文字および小文字）、②アラビヤ数字

③「＆」（アンパサンド）　「’」（アポストロフィー）　「，」（コンマ）

「－」（ハイフン）　「．」（ピリオド）　「・」（中点）

※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭または末尾に用いることはできません。

※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

**（事務所）**絶

**第２条　この法人の主たる事務所は、島根県○○市に置きます。**

* 事務所を複数設置する場合は、「主たる事務所」と「その他の事務所」を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。
* 「その他の事務所」がある場合は、次のように表記します。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市に置きます。

* 事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番の記載を省略することもできます。そのようにすると同じ市町村の中での移転の場合には、定款変更の手続を省略できます。ただし、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示しなければなりません。
* 事務所には定款や財産目録を備え置く必要があります。閲覧の請求があったときは、閲覧させなければなりません（法14、法28）。

**第２章　目的および事業**

**（目的）**絶

**第３条　この法人は、［ ① ］に対して、［ ② ］に関する事業を行い、[ ③ ]に寄与することを目的とします。**

* 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。
* 定款例第３条（目的）と第４条（活動の種類）、第５条（事業）は整合します。

**（特定非営利活動の種類）**絶

**第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。**

**（１）　保健、医療または福祉の増進を図る活動**

**（２）　農村漁村または中山間地域の振興を図る活動**

**（３）　………**

* 法２①別表に掲げる活動の種類について、該当するものをすべて、法の表記どおりに記載します（本ガイドブック第１章１．⑥参照）。
* 定款例第３条（目的）と第４条（活動の種類）、第５条（事業）は整合します。

**（事業）**絶

**第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行います。**

**（１）　○○○○○事業**

**（２）　○○○○○事業**

**（３）　………**

**（４）　その他目的を達成するために必要な事業**

* 法人が行う具体的な事業の内容を記載します。
* 定款に記載のない事業を行うことはできません。
* 特定非営利活動に係る事業であっても、事業収益をあげることは可能です。なお、特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合は、法人税等の課税対象となります。
* 特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、「その他目的を達成するために必要な事業」と記載します。
* 定款例第３条（目的）と第４条（活動の種類）、第５条（事業）は整合します。

～「その他の事業」について～

* 「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業を経済的に補うための事業や会員間の相互扶助のための共益的な事業を指し、特定非営利活動事業に支障のない限り行うことができます（法５①）。
* 「その他の事業」を行う場合は、次のように記載します。

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行います。

（１）　特定非営利活動に係る事業

①○○○○○事業

②○○○○○事業

③………

（２）　その他の事業

①○○○○○事業

　②………

２ その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

* 「その他の事業」において、「その他目的を達成するために必要な事業」の記載はできません。

**第３章　会　員**

**（種別）**絶

**第６条　この法人の会員は次の【２】種類とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上に規定されている社員とします。  
（１）　正会員（社員） この法人の目的に賛同し、法人の運営に関与する意思を持って入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。  
（２）　支援会員　この法人の目的に賛同し、この会の活動を財政的に支援するために入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決に加わることはできません。**

* 社員とは、社員総会で議決権を有する者のことです。法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。
* 会員は､ 個人の他、法人や団体なども可能です。
* 会員の名称等は自由に設定できますが、どの会員種別が法上の社員（社員総会で議決権を有する者）に当たるのかを明確にする必要があります。
* 支援会員等、正会員（社員）以外の会員の種類を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。
* 正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意です。

**（入会）**絶

**第７条　会員の入会については、特に条件を定めません。  
２　この法人に会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。  
３　入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。**

* 正会員（社員）の資格の得喪に関して不当な条件を設けてはなりません。条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければ認められません（本ガイドブック第１章１．（２）⑩参照）。

〈 正会員の入会についての条件を定める場合の記載例 〉

第７条　正会員は､ 次に掲げる条件を備えなければなりません｡

（１）･･･

（２）･･･

２　会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

３　入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

**（会員の資格の喪失）**絶

**第８条　会員は次のときに、会員の資格を喪失します。  
（１）　退会届を提出したとき  
（２）　継続して【　】年以上会費を滞納したとき  
（３）　除名されたとき  
（４）　会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき**

* 第４号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます（定款例第10条（除名）参照）。

**（退会）**絶

**第９条　会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。**

* 退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

**（除名）**任

**第10条　会員がこの法人の目的または定款の定めに反する言動をした場合または会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができます。　　　　　　  
２　前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に弁明の機会を与えなければなりません。**

* 除名は、法人の一方的な意思で会員の資格を失わせるものですので、手続を慎重に行う必要があります。
* 「理事会の議決」を「社員総会の議決」等とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。
* 除名について定款で定めがない場合は、通常の社員総会で議決します。
* 定款例第19条（社員総会の権能）および第24条（理事会の権能）と整合します。

**第４章　役　員**

**（種別および定数）**絶

**第11条　この法人に次の役員を置きます。**絶

**（１）　理事　【３】人以上【　】人以下**

**（２）　監事　【１】人以上【　】人以下**

**２　役員は、理事会において選任します。**

**３　理事のうち、１人を理事長、【　】人を副理事長とします。** 相

**４　理事長、副理事長【　】人を理事会において互選します。**相

* 役員とは、理事および監事のことをいいます。顧問等の役職を置く場合は、この章以外の章に規定します。
* 「理事」および「監事」は明確に区分します。
* 理事は３人以上、監事は１人以上としなければなりません(法15)。
* 役員の定数は「〇人」と記載することもできます。
* 役員は、個人に限ります。法人や団体は役員にはなれません。
* 第３項…職名は、理事長、代表理事、専務理事などとすることも可能です。その場合は、定款の全ての表記を統一してください。

**（選任の制限）**任

**第12条 役員の選任については次の制限があります。**

**（１）　それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族で役員に選任できるのは１人までです。**

**（２）　それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者および３親等以内の親族の合計人数が役員の総数の３分の１を超えてはなりません。**

**２　その職務の公平性を保つために、監事は理事や職員を兼ねることはできません。**

* 役員の欠格事由に該当する者は役員にはなれません（法20、本ガイドブック第１章１．（２）⑬参照）。
* 第１項…理事および監事が６人以上の場合に限り、配偶者若しくは３親等以内の親族を１人役員に加えることができます（法21）。

**（職務）**絶

**第13条　理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。 理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ちません。**相

**２　副理事長は、理事長を補佐します。また理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順番により代表権を持つ理事長の職務を代行します。**相

**３　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法**

**人の業務を執行します。** 任

**４　監事は、次の職務を行います。**任

**（１）　理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。**

**（２）　この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査しま**

**す。**

**（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行**

**為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、こ**

**れを社員総会または所轄庁に報告することとします。**

**（４）　前号の報告のために必要があるときは社員総会を招集することができます。**

**（５）　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を**

**述べるために理事会の招集を請求することができます。**

* 第1項…「法人を代表する権限を持つ」とは、その権限を持つ者の行為のみが法人の行為として認められるということです。ＮＰＯ法人では、原則として理事全員が代表権を持ちます。しかしこの定款例のように理事の中の一部の者のみが代表権を持ち、他の理事は代表権を持たないとすることもできます。代表権を制限しなければ、すべての理事が法人を代表することになり、各理事のあらゆる法律行為（契約等）が有効になりますので、混乱を生じないように、法人内で注意が必要です。理事長を置き、その他の理事の代表権を制限するのが一般的です（法16）。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば第１項に「理事全員は、この法人を代表します。」、「理事長および常務理事は、この法人を代表します。」というように記載します（法16）。
* 第２項…副理事長が１人の場合は、「あらかじめ定めた順番よって、」の記載は不要です。
* 第４項…監事は代表権を持ちません（法18）。理事会は必ず置かなければならないものではありません（法での規定はありません。）。

**（任期等）**絶

**第14条　役員の任期は、就任から【２】年間とします。 ただし、再任を妨げません。**

**２　補欠として就任した役員または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期と揃えるために前任者または現任者の任期の残存期間とします。**相

**３　理事長は、辞任または任期満了後においても、代表権者が不在なために法人に損害が生じるおそれがあるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。**相

**４　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。**任

* 第１項…役員の任期は２年以内において、定款で定めなければなりません（法24①）。この定款例のように役員を理事会で選任する旨の規定をしている場合は、任期伸長規程を置くことはできません。
* 第４項…定数とは、定款例第11条（役員の種別および定数）で定めた人数をいいます。役員は、その定数の３分の２以上いなければならず、欠員が３分の１を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じるおそれがあるときは、「仮理事」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の３）（本ガイドブックP.９⑮、P.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

**（解任）**任

**第15条　役員が次の各号のうちのひとつに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければなりません。**

**（１）　法令、定款に違反する行為があったとき**

**（２）　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき**

**（３）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき**

* 理事の解任を理事会の議決事項にすることもできます。ただし、監事の解任については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上（法18）、社員総会の議決事項にすることが望ましいです。
* 定款例第19条（社員総会の権能）および第24条（理事会の権能）と整合します。

**（役員報酬）**任

**第16条　この法人が役員報酬を支払うことができる役員の数は、役員総数の３分の１以下です。他の役員には、名称の如何を問わず報酬を支払うことはできません。**

**（利益相反）**任

**第17条　法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。**

* 法人と法人の代表権者との間で利益相反する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等はできないので、「特別代理人」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の４、本ガイドブックP.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

**第５章　社員総会**

**（社員総会の種別）**任

**第18条　この法人の社員総会は、通常社員総会および臨時社員総会の２種とします。**

* 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければなりません（法14の２）。
* 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます（法14の３）。

**（社員総会の構成、権能）**絶

**第19条　この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。**

**２　以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。**

**（１）　定款の変更**

**（２）　解散**

**（３）　合併**

**（４）　解散し、清算事務を終えたのちの残余財産の譲渡先を決定すること**

**（５）　社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項**

* 社員総会は法人の最高機関であり、社員総会の議決事項をここで明確にします。定款例第24条(理事会の権能)等の他の条文と整合します。
* 定款で理事会などに委任されたもの以外は、すべて社員総会の議決事項です（法14の５）。
* 法で社員総会議決事項と定められているものは次の項目です。

(1)定款の変更（法25①）

(2)解散（法31①一）

(3)合併（法34①）

これ以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

**（社員総会の開催、招集）**絶

**第20条　毎年１回、事業年度の開始日から３ヶ月以内に通常社員総会を開催します。**

**２　社員総会は、この定款の第13条第４項第４号の規定により、監事から招集があった場合を除き、理事長が招集します。**

**３　臨時社員総会は次のときに開催します。**

**（１）　理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき**

**（２）　正会員総数の【　】分の【１】以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき**

**（３）　この定款の第13条第４項第４号の規定により監事から招集があったとき**

**４　理事長は、前項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その議決または請求の日から【　】日以内に臨時社員総会を招集します。**

**５　社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を正会員に対し書面または電磁的方法で開催日の少なくとも５日前までに通知します。**

* 第１項…少なくとも年１回開催する必要があります(法14の２)。
* 第３項第１号…理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます(法14の３①)。
* 第３項第２号…総社員の５分の１以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければなりません。ただし、総社員の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができます（法14の３②）。
* 第５項…社員総会の招集は、少なくとも５日以上前に行います(法14の４)。「５日前」とは､ ５日前までに文書を発送すればよく､ 文書が到達しなければならないという意味ではありません｡文書の到達日を考慮して規定しましょう。
* 「電磁的方法」とは、次の方法を指します。受信者が記録を書面に出力できるものであることが必要です（法規１の２）。

　・電子メール　・ウェブサイトへの書き込み　・CD-ROM等

**（社員総会の議長、定足数、議決）**絶

**第21条　社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。**

**２　社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。ただし緊急の場合については、社員総会出席者の【２】分の【１】以上の同意があればその事項について議決を行うことができます。**

**３　社員総会は、正会員総数の【２】分の１以上の出席（オンライン出席も含む）がなければ成立しません。**

**４　社員総会の議事は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決または否決を決定します。**

**５　理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。**

* 議長の決め方についての法の規定はありませんので、法人ごとに規定します。
* 議長を理事長にする場合は、次のように規定します。

社員総会の議長は､ 理事長が務めます｡

* 第２項…社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することができます。ただし、定款で規定した場合は、あらかじめ通知していない事項についても決議できます（法14の６）。「〇分の〇以上」については、法の規定はありませんので、法人が規定します。
* 第３項…定款変更に係る社員総会を除いて、法には、定足数の定めはありません。なお、定款変更に係る社員総会については、社員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の４分の３以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りではありません（法25②）。
* 第５項…社員総会を省略することができます（法14の９①）。

**（社員総会の表決権等）** 相

**第22条　正会員の表決権は、１個人１団体ともに１票です。**

**２　社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。** 相

**３　書面表決（電磁的方法を含む）または表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。**

**４　社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。**

* 第２項…表決権の行使は、社員自らが出席して行使するのが原則ですが、書面または電磁的方法、代理人によることも可能です（法14の７②③）。書面表決を行うためには、社員総会の招集通知に全ての議案の内容を知ることができる書面および書面表決票を添付しなければなりません。

**（社員総会の議事録）**任

**第23条　社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。  
（１）　日時および場所  
（２）　正会員総数および出席者数（電磁的方法を含む書面表決者および表決委任者の数を付記します。）  
（３）　審議事項  
（４）　議事の経過の概要および議決の結果  
（５）　議事録署名人の選任  
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印します。  
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面および電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成します。**

**（１）　社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容  
（２）　前号の事項の提案をした者の氏名または名称  
（３）　社員総会の決議があったものとみなされた日  
（４）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名**

* 第３項…定款例第21条第５項において、社員総会の決議の省略を規定している場合に、規定します（法14の９）。

**第６章　理事会**

**（理事会の構成、権能）**任

**第24条　この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。**

**２　以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。**

**（１）　事業報告および決算**

**（２）　事業計画および予算並びにその変更**

**（３）　役員の選任および解任、職務および報酬**

**（４）　会費の額**

**（５）　金融機関等からの資金借入、他人の保証人になる等の義務の負担および権利の放棄**

**（６）　事務局の組織および運営**

**（７）　会員の除名**

**（８）　社員総会で議決をする必要があると理事が判断した重要事項**

**（９）　その他運営に関する重要事項**

* 理事会は、法に記載のない事項です。必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。

　※「法人の業務」の例

　①社員総会の議決事項の執行に関するもの　②社員総会に提出する議案

　③事業計画、活動予算書の作成　④決算書、事業報告書の作成

* 理事会を置く場合は、理事会の権能と社員総会の権能を明確にするためにも、定款に規定しなければなりません。
* 定款例第19条（社員総会の権能）等の他の条文と整合します。

**（理事会の開催）**任

**第25条　理事会は、次のときに開催します。**

**(１)　理事長が必要と認めたとき**

**(２)　理事総数の【２】分の【１】以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき**

**(３)　第13条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき**

* 第２号…「〇分の〇以上」については法の規定はありませんので、法人が規定します。
* 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

**（理事会の招集）**任

**第26条　理事会は、理事長が招集します。**

**２　理事長は、前条第２号および第３号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければなりません。**

* 第２項…「〇日以内」については法の規定はありませんので、法人が規定します。
* 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

**（理事会の議長、定足数、議決）**任

**第27条　理事会の議長は、理事長が務めます。**

**２　理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。**

**３　理事の表決権は、１人１票です。**

**４　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事**

**項について書面または電磁的方法により表決することができます。**

**５　書面表決（電磁的方法を含む）の方法で議決権を行使した理事は、理事会の定足数および議決数の算出については出席した者とみなします。**

**６　理事会の審議事項の内容に特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加**

**わることはできません。**

**７　理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこ**

**ととします。可決する理事と否決する理事の数が同数のときは、議長が可否を決めることにします。**

* 第1項…理事会の議長は出席した理事の中から決めることができます。
* 第4項…書面（電磁的方法を含む）により表決することは、理事相互の協議の機会が失われることになり理事の責務上望ましくありません。

**（理事会の議事録）**任

**第28条　理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。**

**（１）　日時および場所**

**（２）　理事総数および出席者数並びに出席者氏名（電磁的方法を含む書面表決者の数を付記します。）**

**（３）　審議事項**

**（４）　議事の経過の概要および議決の結果**

**（５）　議事録署名人の選任**

**２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印します。**

**第７章　資産および会計**

**（資産の構成）**絶

**第29条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。**

**（１）　設立当初の財産目録に記載された資産**

**（２）　入会金および会費**

**（３）　寄附金品**

**（４）　財産から生じる収益**

**（５）　事業に伴う収益**

**（６）　その他の収益**

* 定款例第５条において「その他の事業」を行う場合は、（資産の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関す

る資産の２種とします。

* 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、条ずれを防ぐために、第29条を次のように記載することも可能です。

（資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

（１）　設立の時の財産目録に記載された資産

（２）　入会金および会費

（３）　寄附金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の区分）

第29条の２　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業

に関する資産の２種とします。

**（会計の原則）**絶

**第30条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。**

**（１）　会計簿の記帳方法を複式簿記とします。**

**（２）　計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。**

**（３）　採用する会計処理の基準をＮＰＯ法人会計基準とし、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。**

* 第１号…法には、記帳方法についての規定はありませんが、記帳の正確さを期するために複式簿記によることを勧めます。
* 第３号…法には、会計基準についての規定はありませんが、正確さを期するためにＮＰＯ法人会計基準によることを勧めます。
* 複式簿記による記帳およびＮＰＯ法人会計基準を採用することが困難だと思われる法人は、次のように規定してください。

第30条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする次のように処理します。

（１）　会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳します。

（２）　計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます。）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。

（３）　採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

* 定款例第５条において「その他の事業」を行う場合は（会計の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。

（会計の区分）

第31条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関

する会計の２種とします。

* 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、条ずれを防ぐために第30条を次のように記載することも可能です。

（会計の原則）

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

（１）…

（会計の区分）

第30条の２　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業

に関する会計の２種とします。

**（事業報告、決算、事業計画、予算）**任

**第31条　この法人の事業報告書および決算書は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事が監査をおこない、理事会の議決を経なければなりません。  
２　決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。  
３　事業計画および予算は、理事会の議決を経なければなりません。事業計画および　　予算は、理事会の議決で変更できるものとします。  
４　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。   
５　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。**

* 予算管理を行うか否かは法人の任意です。予算管理を行わない場合または内規等で予算管理を行う場合は、記載しなくてもかまいません（平成15年法改正により「予算準拠の法則」は削除されています（法27一）。）。

**（事業年度）**絶

**第32条　この法人の事業年度は、毎年【４】月【１】日から翌年【３】月【31】日までとします。**

* 「　月　日」については、法人が規定します。

**第８章　定款の変更、解散および合併**

**（定款の変更）**絶

**第33条　この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の【２】分の【１】以上が出席し、その出席者の【２】分の【１】以上の多数によって議決しなければなりません。  
２　変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。  
（１）　目的  
（２）　名称  
（３）　この定款第４条に記載した特定非営利活動の種類および第５条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類**

**（４）　主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限ります）  
（５）　この定款第６条第1号、第７条、第８条および第９条に記載した社員の資格の得喪に関する事項**

**（６）　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除きます）  
（７）　この定款第18条から第23条までの会議（社員総会）に関する事項  
（８）　その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項  
（９）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の事項に限ります）  
（10）　定款の変更に関する事項  
３　前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項以外の定款変更をしたときは、所轄庁に届け出なければなりません。**

* 第１項…定款変更の際には、原則として正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席した正会員の４分の３以上の議決が必要です（法25）。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。
* 第２項…所轄庁の認証を得る必要のない事項は、議決した時点で効力を生じます。

**（解散）**絶

**第34条　この法人は、次に掲げる事由により解散します。  
（１）　社員総会の決議   
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  
（３）　正会員の欠乏  
（４）　合併  
（５）　破産手続き開始の決定  
（６）　所轄庁による設立の認証の取消し   
２　社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の【２】分の【１】以上の議決を得なければなりません。**

**３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりませ**

**ん。**

* 第１項…法31
* 第２項…解散の際には、正会員総数の４分の３以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。（法31の２）。

**（残余財産の帰属）**任

**第35条　この法人が解散（合併または破産による解散を除きます。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者（①他の特定非営利活動法人②国または地方公共団体③公益社団法人または公益財団法人④学校法人⑤社会福祉法人⑥更生保護法人）のうち、【解散社員総会において議決した者】に全額譲渡するものとします。この法人の役員および会員に分配することまたはその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。**

* 【　】には、「解散社員総会において選定した法人」と規定した場合においても、①～⑥から選定しなければなりません。
* 帰属先を定めない場合、または帰属先が明確でない場合は、国または地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することになります（法32②③）。
* 詳しくは、本ガイドブックP.14をご覧ください。

**（合併）**任

**第36条　この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会**

**において正会員総数の【２】分の【１】以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得な**

**ければなりません。**相

* 合併の際には、正会員総数の４分の３以上の賛成がなければ、合併の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。

**第９章　公告の方法**・

**（公告の方法）**絶

〈 例１ 〉

**第37条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表については、【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に掲載して行います。**

〈 例２ 〉

**第37条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表および法第35条第２項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人のホームページ】に掲載して行います。**

〈 例３ 〉

**第37条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表については【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に、法第35条第２項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人の主たる事務所の掲示場】に掲載して行います。**

* 「公告」とは、第三者の権利を保護するために、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。
* 次の４つについて公告の義務があります。

① 解散にかかる債権の申出の公告（法31の10①④）

② 破産手続開始申立の公告（法31の12①④）

③ 合併の認証後の異議の申出の公告（法35②）

④ 貸借対照表の公告（法28条の２関係）

このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。

* 例１～３についての説明は以下のとおりです。

例１）上記①②③を官報のみで行い、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合例２）上記①②を官報のみで行い、③④を【この法人のホームページ】で行う場合

例３）上記①②を官報のみで行い、③を【この法人の主たる事務所の掲示場】で、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合。

（③は、内閣府ポータルサイトやＣＡＮＰＡＮでは公告できません。）

* 貸借対照表の公告の方法は、次の４つから選びます。

①官報（法28の２①一）

②日刊新聞紙等 （法28の２①二）

③電子公告（法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト）

（法28条の２①三、法規３の２①）

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示（主たる事務所の掲示場や入り口付近など）（法28条の２①四、法規３の２②）

* 詳しくは、本ガイドブックP.26、P.27をご覧ください。

**第10章　事務局**

**（事務局の設置）**任

**第38条　この法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができます。**

**２　事務局長および職員の任免は、理事長が行います。**

**３　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。**

* 事務局を設置するか否かは、任意です。

**第11章　雑則**任

**（理事会への委任）**

**第39条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理**

**事会の議決により定めます。**

**附則**

* 附則は、法人設立当初で決まっていなければならない事項を定めたものです。原則として、一度規定した附則の変更・削除はできません。特に、設立当初の附則は変更できません。また、設立当初の附則は、設立総会の議決内容と整合します。
* 定款の変更をした場合は、現行附則の下に改正附則を追加し、施行日を記載します。
* 詳しくは、本ガイドブックP.37「定款の附則について」をご覧ください。

**１　この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から施行します。**

**２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。**絶

**理事　○○○○**

**監事　○○○○**

* 設立当初の役員は定款に記載しなければなりません。（法11②）役員名簿と一致します。

**３　設立当初の役員の任期は、第14条第１項の規定にかかわらず、成立した日から【　】年【　】月【　】日までとします。**

* 設立当初の役員の任期は、２年以内です（法24①）。
* ＮＰＯ法には、「設立当初の役員は、定款で定めなければならない。」という規定はありますが、その当初の役員の任期満了日まで定めなければならないという規定はありません。当初の役員の任期満了日を附則で定める事は任意です。定款例の附則で当初の任期満了日を定める規定が設けられている意味は、次の２つです。

１．任期を２年としていてもその役員が、本当に役員にふさわしいかどうかを会員が早めに判断できるように任期満了以前に改選の機会を持たせるため。

２．附則で任期を定めていなければ、改選時が設立時から２年となり、法人の社員総会開催時と改選時がずれる可能性があり、改選を失念することが考えられるため。

**４　この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。**

**５ この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から**

**【　】年【　】月【　】日までとします。**

* 定款で定めた事業年度末日と合わせます。ただし、設立認証期日が事業年度の終期の直前である場合などは、定款設定の事業年度を超えても（数ヶ月分を翌事業年度に含めても）かまいません。

**６ この法人の設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とします。**

**(１) 　正会員入会金 〇〇〇円**

**正会員会費 〇〇〇円（１年間分）**

**(２) 　支援会員入会金 〇〇〇円**

**支援会員会費 〇〇〇円（１年間分）**

* 設立当初の入会金および会費の額については、設立総会で決定し、附則に会員の種別ごとに記載します。入会金等がなければ記載しません。